

# 令和5年度 商品量目・試買検査の結果

計量販売する商品には、正確に計量された内容量が表示されていなければなりません。計量法では許された誤差（量目公差）の範囲内で計量することが義務づけられています。高松市では消費者保護を図るため、商品の計量販売を行っている市内事業所を対象に、商品に表記された内容量が正しいものであるか立入検査を行っています。（※1）令和5年度につきましては、前期（中元時期）、後期（年末時期）の立入検査と商品を購入して開封計量する試買検査を日数13日間、18店舗の検査を行いました。定められた量目公差を超えて内容量が不足する不適正商品（※2）が検査商品全体の5%を超える場合は、不適正（※3）となります。令和5年度は3店舗で不適正商品が確認され、指導を行いました。

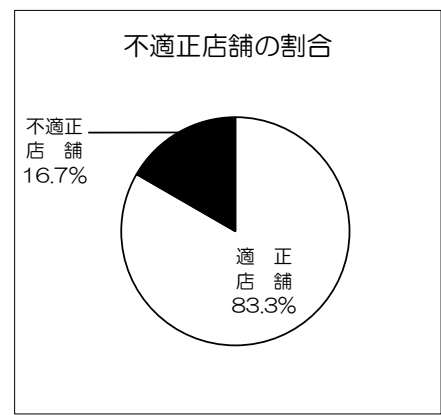
## 1 検査時期

- (1) 前期（中元時期） 8店舗
- (2) 後期（年末時期） 8店舗
- (3) 試買検査 2店舗

## 2 検査の結果

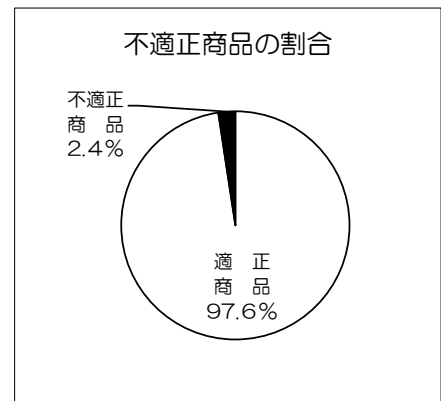
### (1) 店舗数

検査店舗数	適正店舗数	不適正店舗数	不適正店舗率
18	15	3	16.7%



### (2) 検査商品数

検査商品数	適正商品	不適正商品数	不適正商品率
918	896	22	2.4%



#### ※1 計量法第148条第1項（抜粋）

特定市町村の長は、その職員に取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

#### ※2 不適正商品とは、計量法で定められた誤差の範囲（量目公差）を超えて内容量が不足した商品をいいます。

#### ※3 不適正事業所とは、検査商品数に対する不適正商品数の割合が5%を超えた事業所をいいます。

#### ※4 検査した事業所には、現場で適正な計量について指導を行うとともに、不適正商品の比率とその状況に応じて、必要な措置をとります。

(3) 商品種類別の不適正商品の割合

商品種類	令和5年度			令和4年度		
	検査商品数(個)	不適正商品数(個)	不適正商品率(%)	検査商品数(個)	不適正商品数(個)	不適正商品率(%)
肉類	160	4	2.5	160	0	0.0
魚介類	225	4	1.8	280	2	0.7
野菜	195	7	3.6	190	0	0.0
調理食品	228	7	3.1	190	15	7.9
その他食品	110	0	0.0	110	0	0.0
合計	918	22	2.4	930	17	1.8

令和4年度は、不適正商品が17個（1.8%）でしたが、令和5年度は、22個（2.4%）でした。また、内容量が10%以上多い商品は、7個（0.8%）でした。

(4) 内容量不足の原因

年度	風袋の軽視・無視		乾燥による減量		その他		合計	
	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
商品数(個)	12	17	10	0	0	0	22	17
比率(%)	54.5	100.0	45.5	0	0	0	100.0	100.0

令和5年度は「風袋の軽視・無視」の割合が54.5%、「乾燥による減量」の割合が45.5%となっております。具体的な原因として、包装容器の変更後、風袋の再設定を忘れていた事例や商品陳列後の水分の蒸発による減量が確認されました。

前年度発見された不適正商品は、全て「風袋の軽視・無視」による原因であり、お店のハカリの風袋設定の確認により防げるものでした。内容量の少ない商品は「お店の信用」にも関わるため、適正計量に努めるようお願いします。

(5) 内容量が不足する原因の例

- 容器の重さを差し引きし忘れた。
- 飾りや添え物まで一緒に計ってしまった。
- タレや刺身のツマを内容量に含めてはいけない事を知らなかった。
- 風袋にタレやワサビを加えたが、風袋設定を変更していなかった。
- 機械の設定が間違っていた。
- ハカりに空調機の風が当たっていた。(ハカリが、傾いていた。)
- 長期間店頭に展示しているため、自然乾燥した。

この他にも、内容量が不足する原因は多数あります。

(6) 内容量不足の例

① 風袋の設定誤り

商品名：ぶり刺身（養殖）

表記された 内容量	風袋を含ん だ商品の重 さ	風袋の重さ  (袋)	真実の内容量 (風袋を含んだ商品の重さ) － (風袋の重さ)	不足量 (表記された内容量) － (真実の内容量)	不足率 (不足量) ÷ (表記された内容量)
150 g	155.6 g	15.8 g	139.8 g	-10.2 g	-6.8%

(-3%までが公差内)

このケースでは、本部から送られた風袋（トレイ）設定に、店舗で「わさび」と「しょうゆ」を加えた  
が、風袋設定の変更を忘れていたために、内容量不足が生じました。

② 自然乾燥

商品名：セレバス

表記された 内容量	風袋を含ん だ商品の重 さ	風袋の重さ  (トレイ・ラップ)	真実の内容量 (風袋を含んだ商品の重さ) － (風袋の重さ)	不足量 (表記された内容量) － (真実の内容量)	不足率 (不足量) ÷ (表記された内容量)
428 g	402.0 g	4.8 g	397.2 g	-30.8 g	-7.2%

(-3%までが公差内)

パック詰めした商品を長期間展示していたため、水分等が蒸発し乾燥したため自然減量したケース  
です。

3 内容量の不足を防ぐために

(1) 風袋引きの注意点

- 風袋(包装・容器・飾り・たれ等で内容量に含まれない物)を正しく把握する。

ラップやたれ・醤油・練りワサビなど容器以外のものを風袋引きしていないケースが見られます。

野菜や果物でラップが巻かれているだけのもので、ラップの重さが引かれていないケースも多く見られますが、  
表記された商品以外のものはすべて風袋引きが必要です。

<参考>その他の風袋

発泡スチロール・トレイ、プラスチック・パック、吸水マット(スポンジ)、飾り品(ナイロンのバラン・しそ  
の葉・菊の花飾り・パセリ・レモン・大根・人参のつま)、肉類の経木・ろうびき紙。

- 同一商品でも風袋を変更したら、必ずはかりの設定を変更する。

トレイやプラスチックパックは、見た目が似ていても重さは様々で、大きさが同じでも重さは二倍以上も違う  
場合があります。

風袋を変えた場合は、必ずはかりの風袋引き設定を改めることが必要です。

- 風袋の形状、材質を無視した一律の風袋量を設定しない。

風袋は重さが様々だけでなく、吸水シートの有無など内容も様々です。

風袋量を一律に設定することはできません。



(2) 自然減量の注意点

- 店頭で時間が経過した商品は、再計量する。

れんこん・山芋・里芋・カボチャ・バナナなどの比較的店頭に置かれる時間が長い商品は、水分蒸発により、時間の経過とともに減量していきますので、店頭で時間が経過した商品は再計量が必要です。

- 惣菜は、入れ目も必要です。

惣菜類のうち、できたての熱々で店頭に並ぶ唐揚げごはんなどは、水分の蒸発で急激に減量します。こうしたものは、風袋量を多めに設定するなど多少の入れ目も必要になります。

(3) その他の注意点

- 焼き菓子等で幾度かの焼き上げ工程による乾燥により目減りがないよう、材料段階で量目を多めにする。

- はかりを空調機の風の当たる場所に設置しない。  
設置は、水平を合わせる。  
はかりの周りに物を吊るさない。

◆ 許される誤差（量目公差）の一例（一部抜粋）

商品分類	許される誤差（量目公差）	
	表示量	誤差
食肉、精米、お茶 菓子、豆類等	5g以上 50g以下	4%
	50gを超え100g以下	2g
	100gを超え500g以下	2%
	500gを超え1kg以下	10g
	1kgを超え2.5kg以下	1%
野菜、魚介類、惣菜、麺類 漬物、果物、海藻等	5g以上 50g以下	6%
	50gを超え100g以下	3g
	100gを超え500g以下	3%
	500gを超え1.5kg以下	15g
	1.5kgを超え10kg以下	1%

<お問い合わせ先>

高松市 市民局 暮らし安全安心課 消費生活センター

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話番号 (087) 839-2067

FAX番号 (087) 839-2464